

○池田委員長 送付7-44、千代田区内の民泊施設に対する監督体制の強化を求める陳情について審査したいと思います。

陳情書の朗読は省略いたします。本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○市川生活衛生課長 では、ちょっと補足説明をさせていただきます。

まず、陳情にありますとおり、区では、制度開始以来、独自の条例でもって区内民泊施設の改正に関して規制を行ってきたところでございます。陳情において幾つかご指摘を頂いておりますが、やや事実誤認の箇所もあるのではないかと考えております。ただ、その中で、3、標識の記載事項の部分でございしますが、区で交付している標識の一部記載漏れがあったことが判明し、差替えの措置を取っております。この点につきましては、大変申し訳ございませんでした。

区では、民泊施設、違法民泊施設に対し監視指導を継続しているところでございます。当委員会でも何度か報告させていただいておりますとおり、民泊施設は増加傾向にございます。違法民泊に関する苦情相談も増加しているところでありまして、今般、条例の改正を含めた規制の強化を検討しているところでございます。

以上でございます。

○池田委員長 はい。委員の皆さんから執行機関に確認したいことはございますか。

○おのぞら委員 規制強化の方向へ進まれているというのはよろしいかと思っております。

ただ、この陳情の中で、4番のところで、「悪質な事業者の中で「区の監視体制が緩く、虚偽の届出でも営業できる」との認識が広まっている可能性も否定できません」というところがあるんですけども、そちらについてはいかがですかね。監視体制としては、まあ、緩いということはないと思うんですけど、より一層強化するという方針があるのかどうかですとか、あるいはそういう業者の中でそんな認識が広まっているということを何かキャッチされていたりとか、そういったところはいかがでしょう。

○市川生活衛生課長 まず、監視体制が緩いかどうかというふうに、業者がどういうふうに思っているかというところは、正直あまり分からないところではあります。ただ、違法状態があるかどうかということについては、様々な情報を基に調査を行いまして、違法が確認できたら、直ちに指導に入っているという状況ではございます。

ただ、民泊施設がオートロックのマンションの中にある施設ですと、なかなか立入りが難しい施設やなんかもありますので、その辺のところは、逆に事業者を呼び出して事実確認をするとか、そのような対応を取っているという状況でございます。

○おのぞら委員 規制体制について――監視体制ですね、監視体制について、人員を強化するですとか、あるいは監視する時間を増やしているとか、そういったのは今後いかがですか。そういった計画ってあるのかどうか。

というのも、路上喫煙の対策については、時間を延ばしていただいたりとか人を増やしていただいたりとか、柔軟にしっかりと対応していただいているところがあるんですね。で、こういう民泊施設に対する規制についても、しっかりとそういった柔軟な対応と申しますか、状況に応じた強化というのは必要だと思うんですけど、そういったところのお考えというのはいかがなんでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず、課の人員につきましては、今のところ大きく変更するという

予定はございませんが、来年度には、それぞれの係の執行体制ですとか、特に民泊や何かの取締りを行っている会計年度任用職員の運用方法などを変更しまして、より多くの人員が違法民泊、あるいは既存民泊施設の監視に当たられるように、工夫をして対応していきたいと考えております。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 区としても、今後、民泊については厳しく取り締まっていくという方向なんでもいいと思うんですけども、最後のこの要望事項の中で、2番は厳正に対応するという事は、これはやって、今でもやっているし、今後やっていくと思うんですけども、1番の監視というかな、チェック体制ですよ。これ、要するに事前通知を伴わない実地訪問というのを書いてあるんですけども、これは今、どういう状況なのか。それとも、今後、事前に通知せずに見に行くということが可能なかどうか、いかがですか。

○市川生活衛生課長 まず、違法民泊の発見とか通報があった際には、原則として施設には事前通告をせずに、速やかに現地調査を実施しております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、施設の中に直接立ち入れない立地にある、特にオートロックのマンションの内部にある施設につきましては、なかなか、直接、部屋を訪ねていくということが非常に難しいところがございますので、その場合には実際に旅行者と思われる方が該当する建物から出てきたところをインタビューして、宿泊の事実を確認した上で、違法営業が確定しているということを確認した上で、速やかな、営業を中止するように指導しているという状況でございます。

○牛尾委員 先ほどの課長の答弁だと、要するに電話があった場合に見に行きますよと。通知せずに見に行きますよということだったけども、この陳情だと、「四半期に一度」と書いてあって、定期的にやってほしいという旨だと思うんですけども、そうしたことは可能なんですかね。

○市川生活衛生課長 恐らく既存施設に対する監視のことを陳情者はおっしゃっているのではないかというふうに思っているんですが、既存施設につきましては、四半期に一度というか、定期的な監視というよりは、その都度、必要に応じて監視をしているという状況でございますし、また、2か月に1回、事業報告を義務づけるとかございますので、その報告の中で疑問点や何かがある場合には逐次監視をして、必要に応じて指導しているという状況でございます。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○白川委員 先ほど事実誤認とおっしゃっていたところを、どこが事実誤認か一応確定したほうが、言いつ放しだと陳情者に失礼だと思いますので、ちょっと具体的に指摘していただけますでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず事実誤認じゃないかという部分でございますが、何か所かございまして、例えば1のご質問の中のところで、「自身が居住または所有する区内物件を一時的に民泊利用しているのではなく、民泊届出の数ヶ月前に賃貸契約を締結した形跡がある」というようなご指摘がございました。で、こここのところにつきましては、民泊につきましては、家主が居住している、あるいはその建物が過去に賃貸物件として借主を募集し

ている、そういったようなことがあれば民泊としての届出を受理しておりまして、おおむね3か月、少なくとも賃貸の募集をする場合、3か月は募集をしていたということが確認できましたら、その場合には民泊の届出を受理しているところでございます。ですので、ご指摘いただいたケースにつきましては、現在の国の指導から見ても違法と判断することが難しいというのが、まず一つでございます。

それから、2番目のところに「制限区域図における100m規制への抵触」というところでございます。学校の敷地から100メートルの範囲の円の中にまたがって民泊施設が存在する場合の考え方でございますが、民泊がある敷地の過半が区域内にある場合のみ規制対象となるというふうに条例で定めてございますので、現在の届出施設については、一部の届出施設が100メートル以内にある民泊施設がございまして、敷地の過半を超えている施設はありませんので、ここについても、事実とは違うというところでございます。

それから、あと4番目のところで、旅館施設内における民泊営業は、手続逃れであり不適切ではないかというところでございますが、旅館営業者が民泊営業を行っているという事例があるということはこちらでも把握しております。これにつきましては、どちらも合法的な行為として行われておりまして、それは旅館を営んでいる営業者が民泊をしてはいけないという禁止規定はございませんので、組み合わせを行った場合でも、現行法上は違法と判断する根拠がないところでございます。

以上でございます。

○池田委員長 はい。3か所ですね。ということです。4か所か。はい。

白川委員。

○白川委員 ありがとうございます。この間の規制対策でかなりカバーできるかなというふうに思いますので、これについてはしっかりやっていただきたいなと思います。

で、こちら、ちょっと私も気になる場所があったんですが、どうも推測の域の部分、指摘というのがあるので、不安があるんだなというところを受け止めて、不安を取り除くような発信というのを、今後はぜひやっていただきたいと思います。要するに制度として適切かどうかとともに、ちょっとこういう、多分こういうことをやっていないからやっていないんじゃないかという、要するに決めつけみたいなのが、今後不安感から出てくる可能性があるので、こういったことは大丈夫ですよということを、そっちの発信をぜひお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 ただいまご指摘いただいた点は我々も大変重要なことだと認識しております。確かに不安感を取り除くというのは、なかなか、正直言って広報がちょっと足りないところもあるんじゃないかと思っておりますので、その辺、特に民泊の制度というのが旅館業となかなか区別がつきにくいというところもございまして、そういったところについて周知をしていくとともに、施設の周囲に悪影響を与えないように、事業者についても監視・指導を行ってまいりたいと考えております。

○池田委員長 はい。

副委員長。

○えごし副委員長 すみません、1点だけ確認で。

先ほどの不安感というところでもあったんですけども、これはもう確認なんですけれども、先ほど違法なところが見つかれば適宜に指導していただいていると。そういう上で、

指導した上で改善されたかの確認も、その後でしていただいているということによろしいですか。

○市川生活衛生課長 ええ。当然、指導して、そのまま放置はしないで、必ず改善が確認できるまで、指導は継続しているところでございます。

○えごし副委員長 ありがとうございます。で、またやっぱり違反したところ、実際、その後の運用で、またどうかという部分も、例えばそのときは直しても、また、その後で同じようなことをする可能性もあるという意味では、例えば、また定期的に半年また1年後とかにも、もう一回確認するようなことがあれば、またこういう不安感も少なくなっていくのかなと思います。実際、今、やっていただければそうですし、もし、まだであれば、またそういうところも検討いただきたいなと思います。

○市川生活衛生課長 その点は、我々も非常に重要な点だと思っております。特に違反をする事業者というのは、指導をしても数か月でまた元に戻して同じことを繰り返すという事業者が大変多いという認識を持っております。ですので、違反についても様々なものがございますが、やはり悪質な違反をした事業者は繰り返し同じことをやる傾向にございますので、その点につきましては、定期的に違反状態が、また違反を繰り返していないかどうかということを確認していきたいと考えております。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 ほかになければ、これで質問を終わります。

取扱いはいかがいたしましょうか。

〔「お返しで」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

この案件、区内の宿泊施設、民泊については、前回の報告、委員会の報告のときにでも、委員の皆さん全員で、ほとんどで委員会としての議論が深まっているかと思えます。

陳情内容にある指摘が一部是正されているということも確認ができました。所管として規制強化の方向性で動いているということもありますから、今後予定されている議案審査も見据えて、執行機関にはしっかりと進めていただきたいことをこの場で申し入れて審査を終了し、陳情者にお返ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。以上で、日程の1、陳情審査を終わります。